



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

671	七郷井土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	1
672	池の前土地改良区の役員の退任	(").....	1
673	保安林の指定	(森林整備課).....	2
674	基本測量の実施	(技術調査課).....	2
675	〃	(").....	3
676	〃	(").....	3
677	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
678	道路の区域変更	(").....	3
679	道路の供用開始	(").....	4
680	道路の区域変更	(").....	4
681	道路の供用開始	(").....	5
682	道路の区域変更	(").....	5
683	道路の供用開始	(").....	5
684	道路の区域変更	(").....	5
685	道路の供用開始	(").....	6
686	道路の区域変更	(").....	6
687	道路の供用開始	(").....	7
688	道路の区域変更	(").....	7
689	道路の供用開始	(").....	7
690	公有水面の埋立ての免許	(港湾空港振興課).....	7
*691	平成19年度和歌山県告示第431号(和歌山県漁港管理条例別表第1第1項及び第3項の規定による駐車場の使用料)の一部改正	(").....	9

告 示

和歌山県告示第671号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、七郷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員(平成22年3月6日退任)

職名 氏 名 住 所

理事 草田明信 伊都郡かつらぎ町大字大谷204番地

和歌山県告示第672号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により池の前土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成22年4月20日退任）

職名	氏名	住所
理事	山口芳次	和歌山市湯屋谷49番地
理事	藤井勝	和歌山市中筋日延290番地
理事	宮井芳弘	岩出市山254番地
理事	宮井正治	岩出市山398番地の4
理事	田中新二	岩出市山327番地
理事	明渡隆博	和歌山市中筋日延285番地
監事	福田茂博	岩出市山334番地
監事	宮井伸幸	岩出市山503番地の2（I-202号）

2 就任した役員（平成22年4月21日就任）

職名	氏名	住所
理事	宮井芳弘	岩出市山254番地
理事	宮井正治	岩出市山398番地の4
理事	福田茂博	岩出市山334番地
理事	田中新二	岩出市山327番地
理事	明渡隆博	和歌山市中筋日延285番地
理事	山口薫	和歌山市湯屋谷49番地
監事	藤井勝	和歌山市中筋日延290番地
監事	宮井伸幸	岩出市山503番地の2（I-202号）

和歌山県告示第673号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字滝字中尾470の1、字西之峯712、713

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中尾470の1・字西之峯712・713（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第674号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（ジオイド測量）
- 2 作業期間 平成22年6月14日から平成22年7月16日まで
- 3 作業地域 和歌山市、日高川町

和歌山県告示第675号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（ジオイド測量）
- 2 作業期間 平成22年6月14日から平成22年7月16日まで
- 3 作業地域 紀の川市、広川町

和歌山県告示第676号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 平成22年6月25日から平成22年10月20日まで
- 3 作業地域 和歌山市、海南市、御坊市、田辺市、紀の川市、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡みなべ町、日高郡日高川町

和歌山県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市永穂字小西620番2地先 から同市永穂字前田265番2地先 まで	旧	4.30 } 9.40	841.30	

和歌山県告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田岸上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市吉原字大平753番8地先から同市吉原字大平769番2地先まで	旧	4.32 } 9.70	120.00	
同上	新	4.83 } 9.70	120.00	

和歌山県告示第679号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市吉原字大平753番8地先から同市吉原字大平769番2地先まで

供用開始の期日 平成22年6月22日

和歌山県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 九重名倉線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市高野口町九重字上之平87番1地先から同市高野口町九重字上之平97番2地先まで	旧	4.60 } 6.85	75.43	
同上	新	4.60 } 8.74	75.43	

和歌山県告示第681号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 九重名倉線

供用開始の区間 橋本市高野口町九重字上之平87番1地先から同市高野口町九重字上之平97番2地先まで

供用開始の期日 平成22年6月22日

和歌山県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 西川原名手市場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市東川原522番3地先から 同市東川原522番1地先まで	旧	5.80 ） 11.50	95.00	
同上	新	7.80 ） 14.80	94.00	

和歌山県告示第683号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 西川原名手市場線

供用開始の区間 紀の川市東川原522番3地先から同市東川原522番1地先まで

供用開始の期日 平成22年6月22日

和歌山県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市六十谷字明利326番2地先から同市六十谷字明利326番10地先まで	旧	29.00 } 29.20	36.60	
同上	新	31.10 } 35.50	36.60	

和歌山県告示第685号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市六十谷字明利326番2地先から同市六十谷字明利326番10地先まで

供用開始の期日 平成22年6月22日

和歌山県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字高津尾川字モミ峪152番1地先から同町大字高津尾川字モミ峪152番4地先まで	旧	2.70 } 6.90	61.90	
同上	新	6.90 } 27.60	61.90	

和歌山県告示第687号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 たかの金屋線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字高津尾川字モミ峪152番1地先から同町大字高津尾川字モミ峪152番4地先まで

供用開始の期日 平成22年6月22日

和歌山県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町大字佐田字恵地平636番地先から同町大字佐田字恵地平658番地先まで	旧	4.10 } 12.10	92.91	
同上	新	5.50 } 23.60	92.91	

和歌山県告示第689号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 国道371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字佐田字恵地平636番地先から同町大字佐田字恵地平658番地先まで

供用開始の期日 平成22年6月22日

和歌山県告示第690号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県日高郡みなべ町芝742番地
- (2) 名称 みなべ町
- (3) 代表者住所 和歌山県日高郡みなべ町筋776番地
- (4) 代表者氏名 みなべ町長 小谷芳正

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県日高郡みなべ町東岩代字木場64番地2、66番地2及び68番地2の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から7の地点を順次結んだ線及び7の地点と1の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位(D.L.+1.78m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 国土地理院三等三角点「高田」(北緯33度46分30.2871秒、東経135度17分10.4367秒)を基点とし、300度38分07秒 429.77mの地点
- 2の地点 1の地点から242度34分56秒 15.61mの地点
- 3の地点 2の地点から332度34分56秒 30.00mの地点
- 4の地点 3の地点から242度34分56秒 4.64mの地点
- 5の地点 4の地点から332度34分56秒 3.50mの地点
- 6の地点 5の地点から62度34分56秒 3.10mの地点
- 7の地点 6の地点から332度34分56秒 40.29mの地点

(3) 面積

685.77㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県日高郡みなべ町東岩代字木場44番から67番2に至る土地に接する国有海浜地及び同地先公有水面

(2) 区域

次のアの地点からクの地点を順次結んだ線及びクの地点とアの地点を結んだ線により囲まれた区域
アの地点 国土地理院三等三角点「高田」(北緯33度46分30.2871秒、東経135度17分10.4367秒)を基点とし、297度12分52秒 404.03mの地点

- イの地点 アの地点から266度41分28秒 80.85mの地点
- ウの地点 イの地点から332度34分56秒 61.63mの地点
- エの地点 ウの地点から91度26分43秒 9.59mの地点
- オの地点 エの地点から2度03分48秒 49.06mの地点
- カの地点 オの地点から62度44分23秒 58.14mの地点
- キの地点 カの地点から152度34分42秒 65.87mの地点
- クの地点 キの地点から159度36分38秒 11.38mの地点

(3) 面積

9,444.54㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成22年6月10日

和歌山県告示691号

平成19年和歌山県告示第431号（和歌山県漁港管理条例別表第1第1項及び第3項の規定による駐車場の使用料）の一部を次のように改正し、平成22年7月1日から施行する。

平成22年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

(3) の表の次に次の1表を加える。

(4) 勝浦漁港

種 別		使用区分及び使用料	
一時使用	普通車	1日1回につき	400円
	大型車	1日1回につき	1,000円
定期駐車	普通車	1月につき	4,200円